

第5回定例会を開催しました

日	時	平成15年9月3日(水) 午後6時30分～9時15分
場	所	柏崎原子力広報センター・研修室
出	席	委員 19名 (欠席5名)
説	明	者 原子力・安全保安院・山本統括安全審査官、 柏崎刈羽原子力発電所保安検査官事務所・ 木野所長
オブザーバー		新潟県原子力安全・資源対策課主任、柏崎 市防災・原子力安全対策課長、西山町まち づくり推進課長、刈羽村企画広報課副参事、 柏崎刈羽地域担当官事務所長
内	容	・維持基準導入の考え方 (保安院説明と質疑応答)

原子力安全・保安院から維持基準導入の考え方についての説明があり、それに対する質疑応答・意見交換がありました。

最初に原子力安全・保安院から維持基準導入の考え方について説明がありました。

▼維持基準導入の考え方

今般の東京電力の不正問題については、地域の皆様に大変なご心配とご苦労をかけ、大変申しわけなく思っている。保安院としても、昨年法律改正など

により、こういった問題が二度と起こらないよう再発防止対策を講じていく所存。その一環として、今日説明する維持基準を含めた各種の制度整備に取り組んでいきたい。

■新たな原子力行政の展開について(15年10月から制度改正概要)

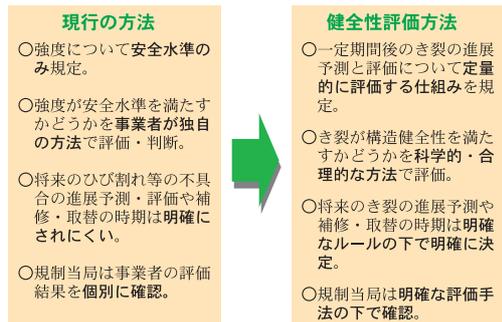
- 健全性評価の考え方
- 安全水準は設備の破壊限界を考慮して一定の裕度をもって設定
- 設計時には更に安全水準に対して裕度を持って設計

●原子力安全規制の抜本強化の概要

1. 品質保証体制・保守管理活動の確立
2. 定期事業者検査制度の導入
3. 健全性評価の導入
4. 工事計画認可対象の明確化
5. 事故・トラブル報告基準の明確化
6. 軽微な事象を含めた情報の収集・提供体制の整備
7. 定期安全レビューの法定化
8. 安全規制体制の大幅強化
9. 「広聴・評価」活動の強化

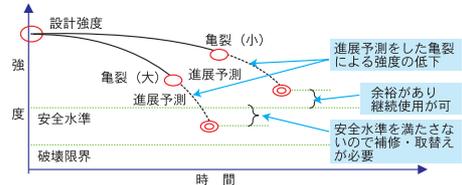
- 原子力発電所の一連の問題とその対応
- 事業者及び国の問題を踏まえ、再発防止対策とひび割れなどの安全確認を行い、信頼回復に全力で取り組み
- 安全規制の抜本強化

●健全性評価の考え方(その2)



●健全性評価の考え方(その1)

- 健全性評価制度とは、原子力発電設備にき裂が生じた場合に、その設備の構造健全性を評価するためのルール。
- 昨年12月に電気事業法が改正され、事業者に対して、以下を義務づけ。
 - ① 定期的に原子力発電設備の検査を行うこと
 - ② 検査において、き裂が発見された場合には設備の構造上の健全性を評価すること
- 本制度は、平成15年10月1日から施行。



- 定期事業者検査と健全性評価
- 従来の任意の自主検査を定期事業者検査として法律で義務づける。検査の結果、き裂があった場合の健全性評価も法律で義務づける。